

## ○ 農地転用について

### 1 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でない状態にすること。つまり、人の意思で農地を耕作の目的に供されない状態にすることです。

農地転用の許可区分は、農地法第4条と農地法第5条に区分されています。農地法第4条は、自らの農地を自らが転用する場合の許可となり、農地法第5条は、転用目的で農地を売買や貸借等を行う場合の許可となります。

### 2 許可は誰が行うの？

転用面積が2ha以下の場合は、北海道知事が行います。2ha超4ha以下の場合は、農林水産大臣との協議を行った後、北海道知事が行います。4haを超える場合は、農林水産大臣が行います。

### 3 転用手続きの流れ

- ① 農業委員会に相談（あらかじめ、予定地の地番確認と転用目的、転用面積の情報を持参ください。）
  - ② 農業振興地域整備計画の変更（農用地内農地に設定されていれば、除外の手続きが必要となります。）
  - ③ 農業委員会に転用申請書を提出（下記5に示す書類を作成、取り寄せのうえ提出してください。）
  - ④ 農業委員会総会で意見決定
  - ⑤ 北海道知事に④の意見書を添付し、申請書類を進達
  - ⑥ 北海道知事が北海道農業会議に諮問
  - ⑦ ⑥の諮問の結果、許可相当であれば、北海道知事が許可指令書を交付
  - ⑧ 農業委員会経由で許可指令書を申請者が受け取る
  - ⑨ 転用事業（工事）着手
  - ⑩ 転用事業（工事）完了
  - ⑪ 転用事業完了後、農業委員会を經由し、完了報告書を北海道知事に進達
- ※ ②については、天塩町経済課農業振興係の所管となります。①の相談時に農業委員会とともに相談に応じることとします。

### 4 農地転用許可までに係る期間はどの位？

転用の面積にもよりますが、知事許可の場合は、概ね2ヶ月～3ヶ月程度かかります。大臣協議や大臣許可の場合ですとさらに時間を要することとなります。

### 5 転用手続きに必要な書類

- ① 農地法第4条（第5条）の規定による許可申請書（別記第3（5）号様式（第3（4）条関係））
- ② 許可申請地の登記事項証明書（登記簿謄本等）
- ③ 許可申請地の地番、地目及び周囲の現況地目を表示する図面（現況地目図）
- ④ 土地の一部を転用する場合は、その土地を特定する実測図（縮尺1/300～1/2000）
- ⑤ 転用候補地に建設しようとする建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示する図面（縮尺1/100～1/2000）

- ⑥ 申請者が所有者でない場合は、所有者の同意を確認できる書面
- ⑦ 許可申請地に賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、質権及びその他の使用収益権を有する者がいる場合は、その権利者の同意等を確認できる書面
- ⑧ 許可申請地に抵当権等が登記されている場合は、権利の抹消又はそのままの権利状態で転用目的に供することについての権利者の同意等を確認できる書面
- ⑨ 当該転用事業に関連して、法令の定めるところにより許認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了しているときは、それを証する書面又はその写し
- ⑩ 当該事業に関連して、取水又は排水についての水利権者等の関係者から同意を得ているときは、それを証する書面又はその写し
- ⑪ 許可申請地が土地改良区の地区内にある場合は、その土地改良区の意見書
- ⑫ 法人又は団体にあつては、定款、寄付行為又は規約及び法人の登記事項証明書
- ⑬ その他参考資料

注1 許可申請書の氏名欄は自署した場合は、押印を省略できます。

注2 許可申請書から④の実測図まで割印し、3部提出してください。(第5条の場合は、4部提出してください。)

注3 注2以外の書類は、2部提出してください。(知事提出用と農業委員会控え)

注4 完了の報告については、完了報告書に完成写真を添付して提出してください。一時転用(砂利採取)の場合は、原状回復に係る同意書等を添付してください。